



県 章

滋賀県公報

平成 19 年 (2007 年)
1 月 19 日
第 2737 号
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次 (印は、県例規集に登載するもの)	
規 則	
滋賀県母子保健法施行細則の一部を改正する規則 (健康推進課)	41
告 示	
保安林予定森林の通知 (森林保全課)	42
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (元気長寿福祉課)	42
入札参加者に必要な資格等 (学校教育課)	42
公 告	
平成 18 年度滋賀県職員 (任期付職員) 採用選考実施公告 (職員課)	43
平成 19 年滋賀県歯科技工士試験実施公告 (医務薬務課)	45
大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告 (商業観光振興課)	46
肥料取締法に基づく肥料登録公告 (環境こだわり農業課)	46
肥料取締法に基づく肥料登録有効期間の更新公告 (環境こだわり農業課)	46
振 興 局 等 告 示	
字の区域および名称を変更する旨の届出 (南部)	47
振 興 局 等 公 告	
軽油引取税免税証用紙無効公告 (湖北)	47
軽油引取税免税証用紙無効公告 (南部)	47
土地改良区定款変更認可公告 (湖北)	48
土地改良区役員就任公告 (湖北)	48
土地改良区役員退任および就任公告 (湖北)	48
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (東近江)	50
公 安 委 員 会 告 示	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定による行政処分に伴う聴聞の告示 (生活保安課)	50
琵琶湖海区漁業調整委員会指示	
内水面漁場管理委員会指示	
にごろぶなの資源回復に係る漁獲規制のための委員会指示	50
琵琶湖海区漁業調整委員会指示	
せたしじみの資源回復に係る漁獲規制のための委員会指示	50
病 院 事 業 庁 公 告	
平成 18 年度滋賀県臨床工学技士採用選考実施公告	51

規 則

滋賀県母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 1 月 19 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則 第 1 号

滋賀県母子保健法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県母子保健法施行細則 (昭和 62 年 滋賀県規則 第 20 号) の一部を次のように改正する。

第 9 条を次のように改める。

(養育医療の継続)

第 9 条 医療券の交付を受けた者は、当該医療券の有効期間を超えて養育医療の給付を受けようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、養育医療券有効期間延長承認申請書(別記様式第 9 号)により、医療券の交付を受けた保健所長を経由して知事に申請しなければならない。

別表注 4 中「結核予防法」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に改める。

別記様式第 4 号、別記様式第 5 号および別記様式第 8 号から別記様式第 16 号までの様式中「滋賀県知事 様」を「(あて先) 滋賀県知事」に改める。

付 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

滋賀県告示第 19 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成 19 年 1 月 19 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 保安林予定森林の所在場所 米原市番場字小摺針 1734 - 1・1735・1737 (以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。)、1736、1738、1739、1740 - 1、1740 - 2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第 20 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 46 条第 1 項の指定居宅介護支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成 19 年 1 月 19 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

事業所の名称	事業の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	介護保険事業所番号	廃止年月日
株式会社ケア・サポート堅田営業所	大津市今堅田二丁目 24 - 6 - 202	株式会社ケア・サポート 代表取締役 山下竜雄	京都府京都市上京区小川通中立売下ル下小川町 191	2570101234	平成 18. 12. 31

滋賀県告示第 21 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 5 の規定に基づき、滋賀県立特別支援学校スクールバス運行管理業務委託契約に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

平成 19 年 1 月 19 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 申請できる業務種目 滋賀県立特別支援学校スクールバス運行管理
- 2 申請書類、配布開始時期等
 - (1) 申請書類
 - ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書 (発行後 3 月以内のものに限る。) またはその写し
 - ウ 滋賀県税および消費税に未納がないことを証する納税証明書 (発行後 3 月以内のものに限る。) またはその写し
 - エ 営業概要表
 - オ 財務諸表
 - カ 営業所等の長に滋賀県との取引を委任する者にあつては、その委任状
 - キ 6(6) に該当することを証する書類
 - (2) 配布開始時期 平成 19 年 1 月 19 日 (金)
 - (3) 資料等の提出 申請書類を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書類の記載事項を証明する資料等の提出を求められることがある。
- 3 申請書類の受付期間 平成 19 年 1 月 19 日 (金) から平成 19 年 2 月 16 日 (金) まで (土曜日、日曜日および祝日を除く。) の 9 時から 16 時 30 分とする。ただし、申請者が他の時期に申請を希望する場合は、この限りでない。
- 4 申請書類の配布・受付場所 滋賀県教育委員会事務局学校教育課 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1
TEL 077 - 528 - 4578
なお、郵送による受付は、行わない。
- 5 申請書類に使用する言語 日本語
- 6 資格要件 一般競争入札に参加することができる者は、次の (1) から (6) までのいずれにも該当する者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものに限る。
 - (1) 施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 滋賀県税および消費税に未納がない者であること。
 - (3) 審査基準日 (平成 18 年 10 月 1 日) において、直前 2 営業年度以上の営業実績を有する者であること。
 - (4) 申請書類、資料等に故意に虚偽の事実を記載した者でないこと。
 - (5) 本店、支店、営業所等を滋賀県内に設置している者であること。
 - (6) 過去 5 年以内に国もしくは地方公共団体からその保有するバスもしくは一般貸切バスの運行を 2 回以上受託した実績または滋賀県内の公共交通路線としての一般乗合バスの営業実績を有する者であること。
- 7 資格審査の結果通知等 申請者には、資格審査の結果を一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者にあつては、一般競争入札参加資格者名簿に登録する。
- 8 資格の有効期間
 - (1) 資格を有すると認めた日から当該資格を有すると認めた日の属する年度の翌年度の 3 月 31 日までとする。
 - (2) 既に一般競争入札参加資格を得て平成 19 年 3 月 31 日 (土) に有効期間が満了する者で、有効期間の更新を希望するものは、3 に掲げる受付期間に申請すること。
- 9 その他 申請書類、資料等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

公 告

平成 18 年度滋賀県職員 (任期付職員) 採用選考実施公告

平成 18 年度滋賀県職員 (任期付職員) 採用選考を次のとおり行います。

平成 19 年 1 月 19 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 募集職種および採用予定人員 任期付職員 (情報技術) 主査級 ~ 課長補佐級 1 名
- 2 業務内容 情報技術所管課において、IT ガバナンスの観点から県庁全体の IT 化を推進するため、県庁の情報システムの開発・運用全般に係る技術的側面からの指導・助言、効果的で効率的な情報システム調達を実現するための仕様作成や価格積算等のプロセスに応じた支援、情報セキュリティ対策の具体化、IT 分野での人材育成の企画・立案等、IT 関連の技術的業務を行います。

3 任期 平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

4 応募資格

(1) 次のいずれにも該当する者が応募できます。

ア 昭和 24 年 4 月 2 日から昭和 46 年 4 月 1 日までに生まれた者

イ 民間企業等における情報システムの構築・運用について 10 年以上 (平成 19 年 3 月末現在) の実務経験を有する者

ウ 情報処理技術者試験センターが実施するプロジェクトマネージャ試験、アプリケーションエンジニア試験のうちいずれかに合格しているかそれと同等の専門的な知識を有する者

(2) 日本国籍を有しない者も応募できますが、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

(3) 地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 16 条の規定により、次のいずれかに該当する者は応募できません。

ア 成年被後見人または被保佐人 (準禁治産者を含む。)

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

5 勤務の条件

(1) 採用の時期 平成 19 年 4 月 1 日

(2) 給与 給料は、滋賀県職員等の給与に関する条例 (昭和 32 年滋賀県条例第 27 号) および滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成 15 年滋賀県条例第 8 号) に基づき、経歴その他を勘案の上決定されます。

例えば、大学卒業後の応募資格を満たす実務経験の年数に応じた給与月額は、おおむね次のとおりです。

15 年の場合 318,000 円 (地域手当を含む。)

20 年の場合 373,000 円 (地域手当を含む。)

その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当、退職手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。

(3) 勤務時間 原則として、月曜日から金曜日までの 8 時 30 分から 17 時 15 分までです。

(4) 服務 任用期間中は、地方公務員として、営利企業等への従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。

(5) 福利厚生 職員住宅、独身寮のほか、診療所、保養所等の施設があります。

6 選考方法等

(1) 第 1 次選考

ア 選考方法 書類審査

イ 内容 応募時に提出された選考申込書および小論文の内容に基づき、当該業務に関する専門的知識・経験、職務遂行能力、適性、意欲・姿勢等について審査します。

ウ 結果発表 平成 19 年 2 月 16 日 (予定) 可否については、応募者全員に文書で通知します。

(2) 第 2 次選考

ア 選考方法 第 1 次選考合格者を対象に、面接を実施します。面接は、平成 19 年 2 月下旬に滋賀県庁 (大津市) で実施する予定ですが、日時、場所等の詳細は、第 1 次選考結果通知でお知らせします。

イ 内容 当該業務に関する専門的知識・経験、職務遂行能力、適性、意欲・姿勢、公務員としての素養等について面接により審査します。

ウ 結果発表 平成 19 年 2 月下旬 可否については、面接実施者全員に文書で通知します。

7 応募手続および受付期間

(1) 提出書類

ア 選考申込書 (所定の用紙。最近 6 箇月以内に撮影した写真を選考申込書にはること。)

イ 小論文 (A 4 横書きで 2 千字以内のもの)

「情報システムの開発・運用、効果的で効率的な情報システム調達の実現、情報セキュリティ対策等、県庁の情報化について、発注者の立場から、民間企業等での経験を活かしてどのように取り組んでいくか」について、あなたの抱負を記載してください。

ウ 情報処理技術者試験に合格している場合は、合格証書の写し

エ 第 1 次選考結果通知用封筒 (あらかじめ封筒に宛先および氏名を明記し、80 円切手をちょう付したもの)

- (2) 提出先 滋賀県総務部行政経営改革室 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号
- (3) 受付期間 提出書類は、平成 19 年 1 月 19 日 (金) から平成 19 年 2 月 9 日 (金) までの執務時間中に受け付けます。郵送の場合は、平成 19 年 2 月 7 日 (水) までの消印があるものに限り受け付けます。必ず簡易書留または配達記録により送付してください。
- 本採用選考案内、様式等は滋賀県ホームページ (<http://www.pref.shiga.jp>) からダウンロードできます。

平成 19 年滋賀県歯科技工士試験実施公告

歯科技工士法の一部を改正する法律 (昭和 57 年法律第 1 号) 附則第 2 条の規定に基づき、平成 19 年滋賀県歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成 19 年 1 月 19 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 試験期日 学説試験 平成 19 年 2 月 21 日 (水) 午前 9 時 30 分から
 実地試験 平成 19 年 2 月 22 日 (木) 午前 9 時 30 分から
 - 2 試験場所 学説試験 滋賀県庁東館 7 階大会議室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
 実地試験 滋賀県歯科技工士専門学校 草津市笠山七丁目 4 番 43 号
 - 3 受験資格
 - (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者 (平成 19 年 3 月末日までに卒業見込みの者を含む。)
 - (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者 (平成 19 年 3 月末日までに卒業見込みの者を含む。)
 - (3) 歯科医師国家試験または歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
 - (4) 外国の歯科技工士学校もしくは歯科技工士養成所を卒業し、または外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が (1)、(2) または (3) に掲げる者と同等以上の知識および技能を有すると認められたもの
 - 4 試験科目
 - (1) 学説試験 歯科理工学、歯の解剖学、顎^{がく}口腔^{くう}機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学および関係法規
 - (2) 実地試験 歯科技工実技
 - 5 試験方法 学説試験は、マークシート方式による筆記試験とする。
 - 6 受験手続
 - (1) 提出書類
 - ア 受験願書 (県所定のもの)
 - イ 受験資格を有することを証する書類 3 (1) または (2) に該当する者にあつては卒業証明書、3 (3) に該当する者にあつては歯科医師国家試験または歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類、3 (4) に該当する者にあつては外国の歯科技工士学校もしくは歯科技工士養成所を卒業し、または外国で歯科技工士の免許を受けた者であることを証する書類

なお、平成 18 年 3 月末日までに卒業見込みの者にあつては、卒業見込証明書を提出すること。この場合においては、合格発表の日の前日までに卒業証明書を提出すること。

 - ウ 写真台紙および受験票用はがき (県所定のもの) 写真は、手札形台紙付き (縦 6 cm × 横 4 cm) とし、出願前 6 箇月以内に脱帽かつ正面で撮影したもので、その裏面に (シギ) の記号、撮影年月日および氏名を記載してはること。

受験票用はがきの表に、本人の住所を記載しておくこと。
 - (2) 受験手数料 36,000 円 滋賀県収入証紙を受験願書にはること。
 - (3) 受験願書の提出期間および提出先
 - ア 提出期間 平成 19 年 2 月 5 日 (月) から平成 19 年 2 月 9 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの執務時間内とする。

郵送の場合は、簡易書留によることとし、平成 19 年 2 月 9 日 (金) までの消印のあるものに限り受け付ける。

 - イ 提出先 滋賀県健康福祉部医務薬務課 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号
- 7 受験票の送付 受験票は、受験願書を受理した後、受験日の前日までに本人あて送付する。
- 8 合格発表 平成 19 年 3 月 14 日 (水) 午前 9 時に県庁前掲示板および滋賀県ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には合格証書を交付する。
- なお、電話による問い合わせは、受け付けない。
- 9 試験結果の開示 滋賀県個人情報保護条例 (平成 7 年滋賀県条例第 8 号) 第 25 条第 1 項の規定に基づく口頭に

よる試験結果の開示請求は、次に定めるところにより行うことができる。

- (1) 期間 平成 19 年 3 月 14 日 (水) から平成 19 年 4 月 13 日 (金) まで (土曜日、日曜日および祝日を除く。)
 - (2) 時間 午前 9 時から午後 5 時まで
 - (3) 場所 滋賀県健康福祉部医務薬務課 大津市京町四丁目 1 番 1 号 滋賀県庁新館 3 階
 - (4) 持参するもの 滋賀県歯科技工士試験受験票
 - (5) 開示する内容 科目別得点および総合得点
 - (6) その他 開示請求できる試験結果は、本人のものに限る。なお、電話による問い合わせには、一切応じない。
- 10 その他 この試験の申込みその他この試験に関する問い合わせは、滋賀県健康福祉部医務薬務課 (電話 077 - 528 - 3631) にすること。

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 8 条第 1 項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。
平成 19 年 1 月 19 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 スター栗東辻店 栗東市辻 527 番地 1
- 2 提出された意見の概要
栗東市からの意見
 - (1) 騒音規制法、振動規制法、栗東市生活環境保全に関する条例に該当する施設を設置する場合は、工事着手の 60 日前までに届出すること。
 - (2) 特定建設作業を伴う場合は、工事着手の 7 日前までに届出すること。
 - (3) 建築にあたっては、騒音・振動・粉じんなど周囲に対し、環境阻害なきよう対策を講じるとともに、公共水域・道路の清潔保持に努めること。
 - (4) 工事内容については、周辺住民への周知徹底を図ること。
 - (5) 油類が流出しないよう留意すること。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県政策調整部広報課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1 - 1
財団法人滋賀県産業支援プラザ 大津市打出浜 2 - 1 コラボしが 21
滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目 14 - 75
栗東市環境経済部商工観光労政課 栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号
 - (2) 縦覧期間 平成 19 年 1 月 19 日から平成 19 年 2 月 19 日まで

肥料取締法に基づく肥料登録公告

肥料取締法 (昭和 25 年法律第 127 号) 第 7 条の規定に基づき次の肥料を登録したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告する。

平成 19 年 1 月 19 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名または名称および住所	登録年月日
滋 賀 県 第 601 号	魚かす 粉末	さかなっ 粉	窒素全量 6.3 りん酸全量 6.3	該当なし	淡海再資源化協同組合 大津市京町三丁目 5 番 5 号	平成 18. 6. 2

肥料取締法に基づく肥料登録有効期間の更新公告

肥料取締法 (昭和 25 年法律第 127 号) 第 12 条第 2 項の規定に基づき次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告する。

平成 19 年 1 月 19 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

登録番号	肥料の種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名または 名 称 お よ び 住 所	有効年月日
滋 賀 県 第 576 号	副産植 物質肥 料	副産植物 質肥料18 号	窒素全量 1.8 加里全量 8.8	公定規格のとおり	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三 丁目 1 番 1 号	平成 21. 7. 4
滋 賀 県 第 585 号	乾燥菌 体肥料	お米のと ぎ汁	窒素全量 5.0 りん酸全量 5.0	公定規格のとおり	株式会社圖司穀粉 京都府京都市南区壬生 通八條上ル八條町 459	平成 21. 9. 19
滋 賀 県 第 586 号	乾燥菌 体肥料	プレスト 1号	窒素全量 4.0 りん酸全量 1.0	公定規格のとおり	日世株式会社 大阪府茨木市宇野辺一 丁目 1 番 47 号	平成 21. 11. 16
滋 賀 県 第 590 号	乾燥菌 体肥料	めぐみ	窒素全量 4.0 りん酸全量 5.0	公定規格のとおり	株式会社種新 湖南市下田 638 番地の 72	平成 22. 1. 7

振 興 局 等 告 示

滋賀県南部振興局告示第 2 号

地方自治法 (昭和 22 年 法律 第 67 号) 第 260 条 第 1 項の規定に基づき、草津市長から草津市の区域内の字の区域および名称を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成 19 年 1 月 19 日

滋賀県南部振興局長 沢 井 進 一

変 更 前			変 更 後	
町	字	地	町	字
渋川一丁目	落田井	774 の 11 から 774 の 13 まで、774 の 17、774 の 24、778、778 の 1 から 778 の 3 まで	渋川一丁目	町 並

上記のほか、変更前の区域に隣接する道路である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。

振 興 局 等 公 告

軽油引取税免税証用紙無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証用紙を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成 19 年 1 月 19 日

滋賀県湖北地域振興局長 馬 淵 義 博

免税証の 種 類	用 途	記号・番号	枚数	有 効 期 間	免税証に記載された販売業者の所在地および氏名 (名称)	亡失年月日
200 リットル券	船 舶	423890	1	平成 18. 7. 1 平成 18. 12. 31	伊香郡西浅井町塩津中 249 - 1 有限会社柿町石油店	平成 18. 12. 27

軽油引取税免税証用紙無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証用紙を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成 19 年 1 月 19 日

滋賀県南部振興局長 沢 井 進 一

業 種	記 号 ・ 番 号	有 効 期 間	免税軽油使用者証に記載された 使用者の所在地および氏名 (名称)	亡 失 年 月 日
農 業	滋 賀 県 第 17 - 7 - 0722 号	平成 12. 12. 11 、 平成 19. 12. 27	守山市木浜町 2138 菱田俊雄	平成 19. 1. 9

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法 (昭和 24 年 法律 第 195 号) 第 30 条 第 2 項の規定により、湖北土地改良区の定款の変更は、平成 18 年 12 月 28 日に認可した。

平成 19 年 1 月 19 日

滋賀県湖北地域振興局長 馬 淵 義 博

土地改良区役員就任公告

土地改良法 (昭和 24 年 法律 第 195 号) 第 18 条 第 16 項の規定により、湖北土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成 19 年 1 月 19 日

滋賀県湖北地域振興局長 馬 淵 義 博

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	南 部 厚 志	東浅井郡湖北町速水 1280 番地

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法 (昭和 24 年 法律 第 195 号) 第 18 条 第 16 項の規定により、姉川左岸土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

平成 19 年 1 月 19 日

滋賀県湖北地域振興局長 馬 淵 義 博

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	伊 藤 義 隆	長浜市春近町 144 番地
"	加 納 松 男	同 市加納町 838 番地
"	川 瀬 東 一	同 市国友町 524 番地
"	北 川 薫	同 市相撲町 526 番地
"	多 賀 昭 二 郎	同 市垣籠町 212 番地
"	高 田 兵 衛	同 市下之郷町 164 番地
"	中 川 喜 代 美	同 市細江町 593 番地
"	中 川 嘉 明	同 市首根町 466 番地
"	中 嶋 康 夫	同 市東上坂町 1141 番地
"	福 永 重 隆	同 市新庄馬場町 73 番地
"	前 川 重 雄	同 市祇園町 446 番地
"	間 塚 登	同 市堀部町 475 番地

”	森 巖	同 市森町 302 番地
”	森 野 榮 太 朗	同 市榎木町 1137 番地
”	吉 居 増 藏	同 市新栄町 346 番地
”	吉 田 甚 太 郎	同 市口分田町 770 番地
”	米 田 孝 雄	東浅井郡虎姫町大井 217 番地
監 事	中 川 源 藏	長浜市山階町 655 番地
”	中 川 清 壽	同 市今町 392 番地
”	宮 川 明	同 市南小足町 51 番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	伊 藤 義 隆	長浜市春近町 144 番地
”	加 納 達 夫	同 市加納町 405 番地 2
”	川 崎 登	同 市垣籠町 221 番地
”	北 川 薫	同 市相撲町 526 番地
”	田 中 安 彦	同 市新庄中町 266 番地
”	中 川 源 藏	同 市山階町 655 番地
”	中 川 五 平	同 市曾根町 1377 番地
”	中 川 清 壽	同 市今町 392 番地
”	中 嶋 康 夫	同 市東上坂町 1141 番地
”	林 金 雄	同 市新栄町 306 番地
”	廣 部 弘 之	同 市口分田町 842 番地
”	藤 本 文 夫	同 市細江町 368 番地
”	藤 山 弘	同 市榎木町 1119 番地
”	前 川 重 雄	同 市祇園町 446 番地
”	森 巖	同 市森町 302 番地
”	森 征 行	同 市堀部町 298 番地
”	米 田 孝 雄	東浅井郡虎姫町大井 217 番地
監 事	川 瀬 東 一	長浜市国友町 524 番地
”	堤 勝	同 市神照町 243 番地
”	別 府 要 三	同 市南田附町 214 番地

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成 19 年 1 月 19 日

滋賀県東近江地域振興局長 古 川 太 郎

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大阪府枚方市出口 2 丁目 5 番 6 号 相馬 基	東近江市今町字三ノ坪 276 - 1	109.47 m ²	平成 19. 1. 10	000452

公 安 委 員 会 告 示

滋賀県公安委員会告示第 2 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 34 条第 2 項の規定による行政処分について、同法第 41 条第 1 項の規定に基づき次のとおり聴聞を行う。

平成 19 年 1 月 19 日

滋賀県公安委員会委員長 吉 田 修

- 1 不利益処分の名あて人となるべき者の氏名 吉村龍美
- 2 聴聞の日時 平成 19 年 2 月 2 日 (金) 午後 1 時 30 分から
- 3 聴聞の場所 大津市京町四丁目 1 番 2 号 滋賀県警察本部

琵琶湖海区漁業調整委員会指示

内水面漁場管理委員会指示

琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 1 号

滋賀県内水面漁場管理委員会指示第 1 号

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 67 条第 1 項および第 130 条第 4 項の規定に基づき、にごろぶなの資源回復を図るため、にごろぶなの採捕等について次のとおり指示し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 1 月 19 日

琵琶湖海区漁業調整委員会会長 山 脇 康 典
滋賀県内水面漁場管理委員会会長 笠 文 彦

指示の内容

- 1 全長 22 センチメートル以下のにごろぶなは、採捕してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 内水面第 5 種共同漁業を内容とする漁業権もしくは入漁権または遊漁規則に基づいて採捕する場合
 - (2) 徒手採捕、搔網、竿釣りまたは手釣りで採捕する場合
 - (3) 滋賀県漁業調整規則 (昭和 40 年滋賀県規則第 6 号) 第 52 条第 1 項の規定により知事の許可を受けた者が採捕する場合
 - (4) 琵琶湖海区漁業調整委員会または滋賀県内水面漁場管理委員会の承認を受けた者が採捕する場合
- 2 前項の規定に違反して採捕したにごろぶなおよびその製品は、所持し、または販売してはならない。

琵琶湖海区漁業調整委員会指示

琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 2 号

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 67 条第 1 項の規定に基づき、せたしじみの資源回復を図るため、せたしじみの採捕等について次のとおり指示し、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

平成 19 年 1 月 19 日

琵琶湖海区漁業調整委員会会長 山 脇 康 典

指示の内容

- 1 手繰第 3 種漁業 (貝びき網漁業) および貝掻網漁業においては、殻長 1.8 センチメートル以下のせたしじみは、採捕してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 滋賀県漁業調整規則 (昭和 40 年 滋賀県規則 第 6 号) 第 52 条 第 1 項の規定により知事の許可を受けた者が採捕する場合
 - (2) 琵琶湖海区漁業調整委員会の承認を受けた者が採捕する場合
- 2 前項の規定に違反して採捕したせたしじみおよびその製品は、所持し、または販売してはならない。

病 院 事 業 庁 公 告

平成 18 年度滋賀県臨床工学技士採用選考実施公告

平成 18 年度滋賀県臨床工学技士採用選考を次のとおり行います。

平成 19 年 1 月 19 日

滋賀県病院事業庁長 川 尻 嘉 徳

- 1 選考区分および採用予定人員 臨床工学技士 1 人
- 2 受験資格
 - (1) 次に該当する者が受験できます。

臨床工学技士免許を有する者 (平成 19 年 3 月までに臨床工学技士養成課程を卒業した者または卒業する見込みの者で、平成 18 年度中に行われる臨床工学技士国家試験を受験し、免許を取得する見込みのものを含む。) で、昭和 54 年 4 月 2 日以降に生まれたもの
 - (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - ア 成年被後見人または被保佐人 (準禁治産者を含む。)
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- 3 勤務の条件
 - (1) 採用の時期
 - ア 免許所有者 平成 19 年 4 月 1 日
 - イ 免許取得見込みの者 臨床工学技士国家試験に合格した月の翌月の 16 日
 - (2) 勤務先 滋賀県立成人病センター等
 - (3) 給与等
 - ア 給料は、月額 169,148 円で、その他に扶養手当、地域手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。
 - イ 昇給は、原則として毎年 1 回行われます。
- 4 選考の日時および場所
 - (1) 日程 平成 19 年 2 月 18 日 (日)
 - (2) 時間 午前 9 時開始 (集合時間 午前 8 時 45 分)
 - (3) 場所 滋賀県立成人病センター東館講堂 守山市守山五丁目 4 番 30 号
- 5 選考の方法および内容
 - (1) 方法 短大卒業程度で、次の方法により行います。
 - ア 教養試験 択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然の各科学に関する知識 (知識分野) ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力 (知能分野) について筆記試験を行います。
 - イ 論文試験 識見、思考力、表現力等についての筆記試験を行います。
 - ウ 面接試験 臨床工学技士としての知識、技能および公務遂行能力ならびに人物についての個別面接による口述試験を行います。
 - エ 適性検査 公務員として必要な適性についての検査を行います。

オ 書類審査 必要な書類に基づいて審査します。

教養試験は択一式のマークシート方式ですので、これに適した筆記用具 (HB の鉛筆などと消しゴム) を持参してください。

(2) 結果発表 平成 19 年 3 月上旬に合格者あて通知します。

6 受験手続および受付期間

(1) 受付時提出書類

ア 出願票 1 通

所定の用紙に最近 6 箇月以内に撮影した写真をはり付けてください。

イ 未使用の官製はがき 1 通 (郵送で申し込む場合のみ)

受付票として返送しますので、表面にあて先を明記してください。

(2) 選考当日提出書類

ア 履歴書 1 通

所定の用紙に最近 6 箇月以内に撮影した写真をはり付けてください。

イ 臨床工学技士免許証原本およびコピー 1 部 (臨床工学技士免許所有者のみ)

ウ 臨床工学技士養成機関の卒業 (見込) 証明書 (臨床工学技士免許取得見込の者のみ)

(3) 出願票および履歴書の請求 出願票および履歴書は、滋賀県病院事業庁経営管理課 (成人病センター内)、滋賀県庁本館受付および新館受付で交付します。

また、郵便等で請求することもできます。郵便はがきの裏面に「平成 18 年度滋賀県臨床工学技士採用選考 (平成 19 年 4 月採用) 受験願書請求」と書き、住所および氏名を明記して、滋賀県病院事業庁経営管理課あて請求してください。

電話による請求も受け付けます。

滋賀県のホームページからダウンロードした出願票および履歴書を使うこともできます。

(4) 受付期間

持参の場合 平成 19 年 1 月 19 日 (金) から平成 19 年 2 月 8 日 (木) まで

郵送の場合 平成 19 年 1 月 19 日 (金) から平成 19 年 2 月 6 日 (火) まで

持参の場合は、月曜日から金曜日までの 8 時 30 分から 17 時 15 分まで受け付けます。

郵送の場合は、封筒の表に赤字で「臨床工学技士受験」と書いて、配達記録または簡易書留により送付してください。平成 19 年 2 月 6 日 (火) までの消印があるものに限り受け付けます。

(5) 出願方法 (1) の受付時提出書類を (4) の受付期間内に、持参または郵送により提出してください。

出願票を受理した場合は、受付票を交付します。郵送による提出者には受付票を郵送します。

選考当日に、(2) の選考当日提出書類を持参してください。

受験番号は、選考当日に指定します。

(6) 書類提出先 滋賀県病院事業庁経営管理課 (滋賀県立成人病センター内) 〒 524 - 8524 守山市守山五丁目 4 番 30 号

7 日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

8 問い合わせ先 滋賀県病院事業庁経営管理課 守山市守山五丁目 4 番 30 号 電話 (077) 582 - 5852